

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第2部門第4区分

【発行日】平成19年10月25日(2007.10.25)

【公開番号】特開2005-88587(P2005-88587A)

【公開日】平成17年4月7日(2005.4.7)

【年通号数】公開・登録公報2005-014

【出願番号】特願2004-263544(P2004-263544)

【国際特許分類】

B 41 J 2/16 (2006.01)

【F I】

B 41 J 3/04 103H

【手続補正書】

【提出日】平成19年9月6日(2007.9.6)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

第1の基板表面と第2の基板表面とを有する基板に、形態的特徴部を形成することと、前記形成することと組み合わせて前記基板を貫くスロットを形成するのに十分な基板材料を除去するために、前記基板に沿って粒子噴射ノズルを移動させることと、
を含み、

前記形成することおよび前記移動させることは、前記第2の表面における前記スロットを、互いに略対向する第1および第2の端領域のほうが中央領域よりも幅が大きいよう構成することを特徴とするスロット形成方法。

【請求項2】

前記形成する作業は、前記第1の基板表面に前記形態的特徴部を形成することを含み、前記移動させる作業は、前記第2の基板表面に沿って前記ノズルを移動させることを含むことを特徴とする、請求項1に記載の方法。

【請求項3】

前記移動させる作業は、前記ノズルを可変速度で移動させることを含むことを特徴とする、請求項1に記載の方法。

【請求項4】

前記形成する作業は、テーパ状の縦断面を有する形態的特徴部を形成することを含むことを特徴とする、請求項1に記載の方法。

【請求項5】

前記形成する作業および前記移動させる作業は、前記スロットの短軸と略平行に測定して、前記第1の表面において略均一の幅を有する前記スロットを構成することを特徴とする、請求項1に記載の方法。

【請求項6】

プリントカートリッジであって、請求項1に記載の方法に従って作成される基板を組み込んだことを特徴とするプリントカートリッジ。

【請求項7】

プリントヘッドであって、第1の表面と、第一の表面と略対向する第2の表面との間に画定された厚さを有する基板と、

長軸と短軸とを画定し、前記第1の表面と前記第2の表面との間に延びるスロットであ

って、少なくとも部分的に、前記基板に研磨粒子を送る間に粒子噴射ノズルを前記基板の上方で移動させることによって形成される、スロットと
を備え、

前記スロットは、該スロットを前記短軸と略平行に横切って延びる 1 つまたは複数のリブを有することを特徴とするプリントヘッド。

【請求項 8】

プリントカートリッジであって、請求項 7 に記載のプリントヘッドを組み込んだことを
特徴とするプリントカートリッジ。